

Z-63-F

消費税法 ラストスパート模試

第1回(問題編)

—実際の試験では以下の文言が記載されています—

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまで、試験問題の内容は絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験開始後1時間及び試験終了前10分間は退場できません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
鉛筆、赤のインキ及び修正液(修正テープを含む。)を用いてはいけません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に記載してください。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
9. 試験問題は、平成25年4月15日現在の施行法令等によって出題されています。
10. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
11. この問題のページ数は、「F 1～F 10」です。
12. 計算用紙は、答案用紙とともに配布します。

〔第一問〕－50点－

問1 課税事業者である甲社は、国内の事業者に対し福祉用具（商品）の販売を行っているが、この商品の販売に係る債権が貸倒れた場合の取扱いについて、当該商品が消費税法別表第一第十項に規定する身体障害者用物品に該当する場合と該当しない場合に分けて述べなさい。

また、貸倒れとなった債権を回収した場合の取扱いについても述べなさい。

なお、消費税法第39条第1項に規定する一定の事実の内容及び相続、合併、分割があった場合の取扱いについては触れる必要はない。

問2 国内に本店を有するA社は、非居住者である外国法人H社からCDの輸入を行い、国内の運送会社F社に航空貨物運賃50,000円、輸入消費税74,000円及び地方消費税18,500円、国内での配送料12,500円を支払った。仕入れたCDのうち一部については破損があったため、H社に連絡し、破損したCDの廃棄証明を送付することを条件として、仕入代金の減額を受けることとなった。そのため、A社はH社に廃棄証明を送付するとともに、F社を通じ、税関に廃棄したCDに係る消費税の還付申請を行い、CDを輸入した課税期間中に還付通知書を受け取った。

その後、国内の金融機関T社に送金手数料82,500円を支払い、廃棄したCDの代金を相殺した後の仕入代金をH社に送金した。

上記の各取引におけるA社の消費税法の適用関係について述べなさい。

なお、消費税法の適用を受けるに当たって、必要な要件がある場合には、その要件についても記載しなさい。

(注) 消費税法上の仕入税額控除に関する規定及び消費税法第30条第7項から第10項に定める税額控除に関する適用要件の具体的内容については触れる必要はない。

〔第二問〕－50点－

甲株式会社(以下「甲社」という。)は、平成18年2月20日に資本金20,000,000円で設立された国内外の有名ブランド名を施した眼鏡(以下「ブランド眼鏡」という。)の製造卸売業及び弱視眼鏡(消費税法施行令第14条の4第1項に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定する身体障害者用物品に該当する。)の販売代理店業を営んでいる法人であり、甲社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの課税期間(以下「当課税期間等」という。)に関連する取引等の状況は、次の【資料】のとおりである。

これに基づき、当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額(以下「納付税額」という。)をその計算過程(判断を要する部分については、その理由を含む。)を示して計算しなさい。解答は、答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。

なお、計算にあたっては、次の事項を前提とすること。

- 1 甲社は、会計帳簿における経理処理について、すべて消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額により経理(以下「税込経理」という。)している。
- 2 取引等は、特に断りのある場合を除き、国内において行われたものである。
- 3 納付税額の計算に当たって、消費税法の規定に基づき適用される計算方法が2以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる方法を採用するものとする。
- 4 設立以来前課税期間まで、課税売上割合が95%未満となる場合の課税期間については、個別対応方式(消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方法)により仕入れに係る消費税額の計算を行っており、当課税期間についても個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われているものとする。

なお、課税売上割合に準ずる割合の承認は受けていない。

- 5 甲社は、課税事業者選択届出書(消費税法第9条第4項に規定する届出書)及び簡易課税制度選択届出書(消費税法第37条第1項に規定する届出書)を提出したことはない。
- 6 国内において行われた課税資産の譲渡等で消費税が免除される取引(以下「免税取引」という。)については、必要な手続はすべて行われており、当課税期間中に行われた免税取引に係る書類又は帳簿は法令に従って保存されている。また、免税取引の相手方は、甲社の行う課税資産の譲渡等のすべてについて免税の適用を受けることができる者である。
- 7 課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等は、法令に従って保存されている。

【資料】

1 甲社の当課税期間前の取引等の状況は、次のとおりであり、前々々事業年度及び前々事業年度は課税事業者に該当する。

なお、カッコ内の金額は、それぞれ上半期（4月から9月）の状況である。

取引の状況	前々々事業年度	前々事業年度	前事業年度
	自平成23年2月20日 至平成23年3月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
I 資産の譲渡等の金額	285,000円	238,580,900円 (158,796,400円)	281,664,600円 (179,784,500円)
Iのうち非課税取引に係るもの	285,000円	68,016,782円 (37,193,782円)	70,823,000円 (30,823,000円)
Iのうち免税取引に係るもの	0円	59,566,724円 (29,440,574円)	60,126,150円 (30,132,100円)
II Iの売上げに係る対価の返還等	0円	7,157,427円 (4,763,892円)	5,393,000円 (2,493,000円)
IIのうち非課税取引に係るもの	0円	1,841,452円 (853,852円)	1,787,600円 (887,500円)
IIのうち免税取引に係るもの	0円	682,000円 (682,000円)	0円 (0円)

2 甲社の当課税期間の損益計算書及び製造原価報告書の内容は次のとおりである。

(単位：円)

損 益 計 算 書

自平成25年4月1日 至平成26年3月31日

【売 上 高】

総 売 上 高	387,412,900	
売上値引及び戻り高	8,735,325	378,677,575

【売 上 原 価】

期首製品・商品棚卸高	13,296,383	
当期製品製造原価	131,834,861	
当期商品仕入高	40,839,008	
仕入値引及び戻し高	1,335,068	
合 計	184,635,184	
期末製品・商品棚卸高	24,626,753	160,008,431
売上総利益		218,669,144

【販売費及び一般管理費】

役員報酬	13,500,000	
給与手当	32,600,850	
法定福利費	3,442,242	
福利厚生費	620,843	
荷造運送費	10,811,940	
リース料	1,727,925	
旅費交通費	7,968,188	
広告宣伝費	3,543,570	
通信費	1,942,527	
消耗品費	2,363,077	
減価償却費	2,807,159	
交際費	405,065	
修繕費	467,775	
保険料	314,093	
地代家賃	9,513,975	
諸会費	140,400	
支払手数料	11,621,078	
租税公課	425,400	
その他の費用	705,112	104,921,219
営業利益		113,747,925

【営業外収益】

受取利息	1,144,952	
受取配当金	67,200	
雑収入	267,406	1,479,558

【営業外費用】

支払利息	657,224	
貸倒損失	1,758,000	
手形売却損	174,150	
有価証券売却損	150,000	
為替差損	139,875	2,879,249
経常利益		112,348,234

【特別利益】		
償却債権取立益	950,250	950,250
【特別損失】		
固定資産除却損	985,000	985,000
税引前当期純利益		<u>112,313,484</u>

(単位：円)

製造原価報告書

自平成25年4月1日 至平成26年3月31日

【材料費】		75,267,056
期首材料棚卸高	3,758,557	
材料仕入高	89,548,540	
材料値引及び戻し高	8,250,009	
小 計	<u>85,057,088</u>	
期末材料棚卸高	9,790,032	
【労務費】		26,384,846
【経費】		32,251,164
当期総製造費用		<u>133,903,066</u>
期首仕掛品原価		4,963,350
期末仕掛品原価		7,031,555
当期製品製造原価		<u><u>131,834,861</u></u>

3 損益計算書及び製造原価報告書の内容に関して付記すべき事項は次のとおりである。

なお、課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物についての課税資産の譲渡等にものみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(その他の資産の譲渡等)にものみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものの区分については、資産の譲渡等との対応関係が明確に区分されているものは、課税資産の譲渡等にものみ要するもの又はその他の資産の譲渡等にものみ要するものとし、これら以外のもは課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとしている。

(1) 「総売上高」の内訳は、次のとおりである。

① ブランド眼鏡に係る売上高 314,254,700円

ブランド眼鏡は、すべて身体障害者用物品に該当しないものであり、この売上高には、次のものが含まれているが、これら以外はすべて国内の事業者に対して販売したものである。

- (イ) 輸出売上高 67,276,410円
このうちには、海外の仕入先から購入したフレームやレンズを保税地域内で組立て、組立て後のブランド眼鏡を海外の取引先A社に輸出した売上高350,000円が含まれている。
- (ロ) 国内において、甲社がB社の国内支店から注文を受け、国内で代金を受領しB社の国外支店へ納品したもの。 1,320,000円
- ② 弱視眼鏡の販売に係る売上高 71,853,200円
すべて国内の事業者に対するものである。
- ③ その他の売上高 1,305,000円
この内訳は、次のとおりである。
- (イ) 弱視眼鏡の受託修理に係る売上高 465,000円
弱視眼鏡のメーカーである非居住者(C社)から輸入したものについてC社の保証書が発行されており、国内の消費者に販売した後1年以内に通常の用途で故障した場合には、C社の負担で修理が受けられることとされているが、C社が国内に支店等を有していないことから、その修理を甲社に委託しており、この修理の対価としてC社から収受したものである。なお、当該修理は、平成3年6月7日厚生省告示第130号において非課税として規定される修理に該当する。
- (ロ) 外国法人D社への紹介料 840,000円
D社が国内において商品を販売するに当たり、D社の商品販売を行う小売店を甲社の本社を通じて紹介した際の紹介料である。なお、D社は国内に支店等を有していない。
- (2) 「売上値引及び戻り高」の内訳は、次のとおりである。
- ① ブランド眼鏡に係る売上値引又は返品に係るもの 7,328,225円
次の(イ)及び(ロ)の合計金額である。
- (イ) 国外の取引先に対する輸出売上げに係るもの 1,848,400円
- (ロ) 国内の取引先に対するもの 5,479,825円
このうちには、前事業年度の売上げに係るもの327,048円が含まれている。
- ② 弱視眼鏡に係るもの 1,407,100円
このうちには、前事業年度の売上げに係るもの32,000円が含まれている。
- (3) 「期首製品・商品棚卸高」の内訳は次のとおりである。
- ① 期首製品棚卸高 10,238,283円
このうちには、課税仕入れからなるもの4,924,600円及び保税地域からの引取りに係るもの2,242,170円(うち税関に納付した消費税額89,600円及び地方消費税額22,400円)が含まれており、すべて前事業年度に仕入れ若しくは引き取ったものである。
- ② 期首商品棚卸高(すべて弱視眼鏡である。) 3,058,100円

- (4) 「当期製品製造原価」(すべてブランド眼鏡の製造に要したものである。)に関する事項
- ① 「期首材料棚卸高」には、前々事業年度の課税仕入れに係るもの375,000円が含まれているが、その他はすべて前事業年度の課税仕入れに係るものである。
- ② 「材料仕入高」には、次のものが含まれているが、その他はすべて国内の事業者からの課税仕入れに該当する。
- | | |
|--|-----------------|
| (イ) 上記(1)①(イ)のA社に輸出したブランド眼鏡に係るフレームやレンズの仕入れ代金 | 135,000円 |
| (ロ) 保税地域から引き取った課税貨物に係る仕入れ代金 | 19,950,700円 |
| (ハ) 上記(ロ)の引き取りに際し税関に納付した金額 | 消費税額 798,000円 |
| | 地方消費税額 199,500円 |
- ③ 「材料値引及び戻し高」の内訳は次のとおりである。
- | | |
|-----------------------|------------|
| (イ) 当課税期間の課税仕入れ等に係るもの | 7,012,509円 |
|-----------------------|------------|
- このうちには、保税地域から引き取った課税貨物に係る返還等の対価の額1,500,000円と当該対価につき還付された消費税額60,000円及び地方消費税額15,000円が含まれているが、これら以外はすべて課税仕入れに係るものである。
- | | |
|-----------------------|------------|
| (ロ) 前事業年度の課税仕入れ等に係るもの | 1,237,500円 |
|-----------------------|------------|
- すべて国内の事業者からの課税仕入れに係るものであるが、このうち236,250円は「期首材料棚卸高」として当課税期間に繰り越されたものに係る返還等の対価に該当する。
- ④ 「期末材料棚卸高」は、すべて当課税期間の課税仕入れに係るものである。
- ⑤ 「労務費」の内訳は、次のとおりである。
- | | |
|--|-------------|
| (イ) 賃金手当(通勤手当2,988,187円及び住宅手当1,995,000円が含まれている。) | 18,688,701円 |
| (ロ) 社会保険料及び労働保険料の甲社負担分 | 5,296,145円 |
| (ハ) 出向社員の給与負担額 | 2,400,000円 |
- ⑥ 「経費」の内訳は、次のとおりである。
- | | |
|--|-------------|
| (イ) 外注工賃(このうち82,000円は上記(1)①(イ)の保税地域での組立工賃である。) | 26,918,000円 |
| (ロ) 非居住者E社所有の商標権(国内及び外国で登録されている。)の使用料 | 1,800,000円 |
| (ハ) 課税仕入れに該当するもの | 1,254,947円 |
| (ニ) 課税仕入れに該当しないもの | 2,278,217円 |
- (5) 「期首仕掛品原価」は、すべて前事業年度に係るものであるがこのうち課税仕入れからなるもの3,623,200円が含まれている。
- (6) 「当期商品仕入高」は、すべて弱視眼鏡の商品仕入れ代金である。
- (7) 「仕入値引及び戻し高」は、すべて弱視眼鏡の仕入れ代金に係るものである。

(8) 「期末製品・商品棚卸高」の内訳は、次のとおりである。

① 期末製品棚卸高 19,208,868円

このうち課税仕入れからなるものは8,108,500円であり、すべて当課税期間の仕入れに係るものである。

② 期末商品棚卸高(すべて弱視眼鏡である。) 5,417,885円

(9) 「販売費及び一般管理費」に関する事項

① 「役員報酬」には、課税仕入れに該当するものは含まれていない。

② 「給与手当」には次のものが含まれている。

(イ) 海外営業所に勤務する従業員の住宅手当 1,125,000円

(ロ) 国内の従業員に係る通勤手当として支給した金額 580,000円

③ 「福利厚生費」には従業員に対する祝い金、見舞金として現金で支給したものの150,000円が含まれているが、これ以外はすべて課税仕入れに該当する。

④ 「荷造運送費」の内訳は、次のとおりである。

(イ) ブランド眼鏡の国内の港から国外の取引先までの輸送費 6,427,600円

(ロ) 輸出許可済のブランド眼鏡の保税地域内での荷役及び保管料 827,000円

(ハ) ブランド眼鏡の輸出等に係る通関業務の料金 1,027,600円

(ニ) 運送業者に委託したブランド眼鏡の国内運賃 1,897,340円

(ホ) 弱視眼鏡の国内運賃及び荷造費 632,400円

⑤ 「リース料」の内訳は、次のとおりである。

(イ) ブランド眼鏡の製造工場内のLED蛍光灯のリース料 300,000円

(ロ) 弱視眼鏡展示用のショーケースのリース料 238,800円

(ハ) 本社の空気清浄機のリース料 716,625円

(ニ) 事務機のリース料 472,500円

事務機のリース契約(平成23年2月契約及び引渡し、リース期間6年、リース料総額2,835,000円)に係る1年分のリース料である。このリース契約は所有権移転外ファイナンスリース取引に該当し、消費税において資産の譲渡(売買)として取り扱われるものであり、甲社はリース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間において一括して仕入税額控除を行っている。

⑥ 「旅費交通費」には、海外出張のための旅費・日当・滞在費が1,968,000円含まれているが、これら以外はすべて課税仕入れに該当する。

⑦ 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 甲社の海外営業所が、現地の広告代理店(国内に支店等を有していない。)に依頼して制作したブランド眼鏡に係る商品カタログの作成料 1,473,570円

(ロ) 国内の事業者へ委託して作成した海外向け会社案内の作成料 320,000円

(ハ) 弱視眼鏡の通信販売サイトの作成料 1,600,000円

- (ニ) 本社の経理担当者を採用するための求人広告掲載料 150,000円
- ⑧ 「通信費」には国際電話料金が352,000円含まれているが、これ以外はすべて課税仕入れに該当する。
- ⑨ 「消耗品費」には、甲社の海外営業所で支出した金額190,500円が含まれているが、これ以外はすべて課税仕入れに該当する。
- ⑩ 「交際費」には、得意先の役員の葬儀に際し支出した香典50,000円及び生花代62,500円が含まれているが、これら以外はすべて課税仕入れに該当する。
- ⑪ 「修繕費」には、ブランド眼鏡の組立用機材の修繕費120,000円及び弱視眼鏡の調整用機材の修繕費140,000円が含まれているが、これら以外はすべて本社事務所兼製造工場に係る課税仕入れに該当する。
- ⑫ 「地代家賃」の内訳は、次のとおりである。
- | | |
|-------------------|------------|
| (イ) 本社事務所兼製造工場の家賃 | 5,040,000円 |
| (ロ) 弱視眼鏡の倉庫の家賃 | 1,200,000円 |
| (ハ) 甲社の海外営業所の家賃 | 3,273,975円 |
- 海外営業所は、翌課税期間より海外でブランド眼鏡の取引を直接開始するに当たり、問い合わせ窓口として設置したものである。
- ⑬ 「諸会費」はすべて業界団体等に対する通常会費に係るものである。
- ⑭ 「支払手数料」の内訳は、次のとおりである。
- | | |
|--|------------|
| (イ) 国内の調査会社に支払った海外の販売先の信用調査に係る情報提供料 | 829,000円 |
| (ロ) 取次店(非居住者)に支払った海外でのブランド眼鏡の販売手数料 | 4,320,000円 |
| (ハ) 弁護士(非居住者)に支払った海外取引に係る現地での交渉・契約代理報酬 | 4,522,078円 |
| (ニ) 税理士報酬 | 1,800,000円 |
| (ホ) 譲渡性預金(CD)証書(下記⑩①(ニ)参照。)の取得に係る国内銀行への媒介手数料 | 150,000円 |
- ⑮ 「その他の費用」のうち、課税仕入れに該当するものは682,000円である。
- (10) 「営業外収益」及び「営業外費用」に関する事項
- ① 「受取利息」の内訳は、次のとおりである。
- | | |
|---------------------------------|----------|
| (イ) 銀行及び信用金庫の預金利息 | 14,452円 |
| (ロ) 外国銀行の国内支店における外貨預金利息 | 82,500円 |
| (ハ) 外国法人(非居住者)が発行した社債の償還に係る償還差益 | 248,000円 |
| (ニ) 外国法人(非居住者)が発行した譲渡性預金(CD)の利息 | 800,000円 |
- (注) 平成26年2月28日に4,800,000円で売り戻すことを約して平成25年9月1日に4,000,000円で購入したCDをその約定どおり実行したものに係る差益相当金額である。
- ② 「受取配当金」には、F協同組合の共同販売事業に参加したことにより組合員である甲社が

その組合から支払いを受けた事業分量配当金(組合が販売する商品を甲社が販売代行したことにより受領したもの。)52,500円が含まれているが、これ以外はすべて国内の信用金庫への出資に係る配当金である。

- ③ 「雑収入」は、すべて資産の譲渡等に該当しない。
- ④ 「貸倒損失」の内訳は、次のとおりであり、すべて国内の事業者に対する販売に係るものである。
 - (イ) 前事業年度に販売したブランド眼鏡に係る売掛金の貸倒損失 1,343,000円
 - (ロ) 当課税期間に販売した弱視眼鏡に係る売掛金の貸倒損失 167,000円
 - (ハ) 当課税期間に販売したブランド眼鏡に係る売掛金の貸倒損失 248,000円
- ⑤ 「手形売却損」は、すべて約束手形を割引いた際の割引料である。
- ⑥ 「有価証券売却損」は、甲社の取引先である合同会社G社の出資持分(取得価額250,000円)を100,000円で譲渡した際の譲渡損である。
- ⑦ 「為替差損」は、外貨建取引について法人税法等の規定に基づき適正に処理された結果生じたものである。

(11) 「特別利益」及び「特別損失」に関する事項

- ① 「償却債権取立益」は、前々事業年度に貸倒れ処理した次の債権に係るものである。
 - (イ) ブランド眼鏡の販売の売掛金に係るもの 424,250円
 - (ロ) 弱視眼鏡の販売の売掛金に係るもの 126,000円
 - (ハ) 取引先に対する貸付金に係るもの 400,000円
- ② 「固定資産除却損」は、設立時に購入した商品配送用車両(ブランド眼鏡及び弱視眼鏡の双方に係るもの)が、自損事故により使用不能となったため除却した際の、車両の帳簿価額987,000円とリサイクル料金8,000円の合計額から解体業者に持ち込んだ際に廃材としての車両の売却代金として受け取った金額10,000円を控除した残額である。

なお、リサイクル料金に関しては、車両の購入時に預託金として支払っていたものを取り崩したものであり、廃車の際の支払いは生じていない。

4 その他の固定資産に関する特記事項

平成23年2月20日に購入した弱視用眼鏡の調整用機材(取得価額3,820,000円)を平成25年12月6日に海外営業所(上記3(9)⑫(ハ)参照。)に現地での直接取引に係る修理用機材として使用するため移送しており、移送後はただちに業務の用に供している。

この移送に係る本船甲板渡し価格は1,500,000円である。